

生駒市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成21年6月24日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美
生駒市監査委員 井 上 圭 吾
生駒市監査委員 井 上 充 生

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出

平成21年4月30日

第2 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面並びに陳述時の補足説明によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

1 請求の対象行為

ひかりが丘地区及び小明台地区について生駒市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年4月生駒市条例第16号。以下「条例」という。）の規定により受益者から徴収する負担金（以下「受益者負担金」という。）の賦課及び減免の起案文書が作成されておらず、受益者負担金の賦課徴収を怠った行為

2 対象行為が違法又は不当であることの理由

ひかりが丘地区は平成19年3月、小明台地区は平成17年3月に、それぞれ集中浄化処理施設（以下「処理施設」という。）から公共下水道への汚水処理の切替えが完了し、公共下水道の供用が開始された。ひかりが丘地区は6,500万円、小明台地区は2,700万円を市との協定書に基づき市に対し寄附しているが、寄附金額の算定根拠が不明瞭であるにも関わらず、市は寄附があった事実のみを理由として、両地区の受益者から受益者負担金の賦課徴収を怠っているのは明らかに違法不当な行為である。

3 求める措置内容

- (1) ひかりが丘地区及び小明台地区について受益者負担金の適正な金額を算定し全額の賦課徴収を求める。
- (2) 違法不当な行為を行った責任者に対し処分するよう求める。

第3 請求の受理

本件請求が自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成21年5月19日にこれを受理した。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成21年6月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象事項

市は、ひかりが丘地区について6,500万円、小明台地区について2,700万円の寄附をそれぞれ受けたことを理由に、受益者負担金の賦課徴収を行っていないことが、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る行為であるかどうかを監査の対象とした。

3 監査の対象部局等

生駒市水道局下水道管理課を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、水道局長、水道局次長、下水道管理課長、下水道推進課長、下水道管理課業務係長の出席を求め、平成21年6月1日及び同月8日に事情聴取を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

(1) ひかりが丘地区の公共下水道接続に係る寄附金納付の経緯について

ひかりが丘地区の汚水処理については、住宅地開発当初から、区域内の各戸から生じた汚水について、処理施設を区域内に設置し汚水処理を行っていた。公共下水道への切替えに当たり、当該処理施設の維持管理を行ってきたひかりが丘自治会と市との間で、平成13年2月1日に公共下水道の調査費及び接続に要する費用の一部として7,000万円を生駒市に寄附する旨並びにその7,000万円のうち3,500万円を協定書締結後に支払い、残金は公共下水道切替え時に設置されるポンプ場竣工後に支払う旨を定めた覚書を締結した。平成13年5月1日には、同様の内容を定めた協定書が締結され、それに基づき、平成13年6月7日にひかりが丘自治会から3,500万円が寄附され、市では公共施設整備基金特別会計に収納した。その後、平成14年5月7日には、法律の改正により処理施設の維持管理費が増加したとの理由で、平成13年5月1日締結の協定書の一部を変更する協定書を締結し、その中で寄附金額を7,000万円から6,500万円に減額し、残金の支払い期日を変更した。この協定書に基づき、平成14年6月10日にひかりが丘自治会から残金3,000万円が寄附され、市は公共施設整備基金特別会計に収納した。その後、平成19年3月30日にひかりが丘地区は公共下水道の供用開始に至った。

(2) 小明台地区の公共下水道接続に係る寄附金納付の経緯について

小明台地区はひかりが丘地区と同様、区域内の各戸から生じた汚水は、処理施設を区域内に設置し汚水処理を行っていた。公共下水道への切替えにあたり、当該処理施設の維持管理を行ってきた小明台住宅地汚水処理組合と市との間で、平成15年8月8日に公共下水道の調査費及び接続に要する費用の一部として2,700万円を市に納付する旨並びにその2,700万円のうち1,000万円を協定書締結後に支払い、残金は公共下水道切替工事後に納付する旨を定めた協定書が締結された。これに基づき平成15年8月20日に、小明台住宅地汚水処理組合から1,000万円が寄附され、生駒市は公共施設整備基金特別会計に収納した。そして平成17年2月9日に残金1,700万円が寄附され、同様に公共施設整備基金特別会計に収納した。その後小明台地区は平成17年3月16日に公共下水道の供用開始に至った。

(3) ひかりが丘地区及び小明台地区の受益者負担金賦課手続及び減免手続について

受益者負担金の賦課について、条例第5条の規定によると、市長は毎年度当初に年度内に事業を施行することを予定し、かつ受益者負担金を賦課しようとする区域を定め、これを公告することとしているところ、ひかりが丘地区及び小明台地区については受益者負担金賦課に係る公告を行ったことを証する公文書は存在しない。

また、条例第8条においては、受益者負担金の減免について規定しており、市長は一定の要件に該当する場合に受益者負担金を減免することができる旨規定しているところ、ひかりが丘地区及び小明台地区については条例に基づく受益者負担金の減免手続を行ったことを証する公文書は存在しない。

条例に基づく賦課及び減免に関する文書が存在しないことについて、関係職員の説明によると、公共下水道への切替えが行われる地区は、金銭の提供を受けた場合には、条例第8条第2項第5号の規定を準用し、受益者負担金を賦課しない取扱いを行っており、既に協定書により寄附金の納付を受けていたひかりが丘地区及び小明台地区については、受益者負担金を賦課しておらずそれに関する書類も存在しないとのことであった。また、受益者負担金を賦課するためには条例第5条の規定による賦課対象区域の公告が必要であるが、本市では賦課対象区域を正確に確定させるため、前年度に施工した区域について当該年度の賦課対象区域としている。ひかりが丘地区及び小明台地区ともに、協定書を締結した時点では、受益者負担金の賦課対象区域とすることはできず、寄附金についても受益者負担金ではなく公共施設整備基金特別会計へと収納したとのことであった。

また、条例第4条では受益者負担金の額を1㎡当たり400円と規定している。ひかりが丘地区の宅地面積は105,333.63㎡であり、これに400円を乗じて受益者負担金の概算額を求めると42,133,450円となる。一方、小明台地区の宅地面積は57,934.80㎡であり、これに400円を乗じて受益者負担金の概算額を求めると、23,173,920円となる。

(4) 市内の他地区の状況

生駒市内で処理施設を利用していた地区のうち、平成16年度から平成20年度までの間に、公共下水道への切替えを行った地区は、ひかりが丘地区及び小明台地区を除き9か所あるが、いずれも寄附金等の納付がなく、この9か所すべてについて受益者負担金を賦課又は賦課予定となっている。

2 判断

受益者負担金は都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、事業に要する費用の一部を受益者に負担させることができるものであり、その徴収を受ける者の範囲、徴収方法については、市町村が負担させるものにあつては市町村の条例で定めるものとしている。本市においても昭和59年4月に条例を制定し、徴収を受ける者の範囲、徴収方法等について規定しているところである。

ひかりが丘地区及び小明台地区については、従来処理施設で汚水処理を行っていたため、公共下水道による利益は受けていなかったが、公共下水道に接続し供用開始されたことにより公共下水道による利益を受けることとなったため、この時点で受益者負担金の賦課対象区域とすることは可能であった。しかし、ひかりが丘地区及び小明台地区の受益者負担

金の賦課徴収については、請求人が主張するとおり、賦課徴収に関する公文書は作成されていない。また、条例第8条では受益者負担金の減免について規定しているが、受益者負担金を減免したことを示す公文書も作成されていない。このことについて、ひかりが丘地区及び小明台地区については、寄附があった時点では供用開始されておらず正確な区域を確定できなかったため、条例に規定する賦課及び減免の手続を経ることができなかったとの一定の理由は認められるものの、協定書にも受益者負担金の減免に関する記載はなく、受益者負担金を減免する旨の意思決定がいつどのようにされたかを示す明確な記録はなく、受益者負担金を徴収しないとする手続としては妥当とは言い難い。

そこで、当該地区について受益者負担金を賦課徴収していないことにより、市に損害が発生するかどうかを判断する。

当該地区は公共下水道接続の際に市と処理施設の管理者との間で協定書を締結し、公共下水道接続に係る費用の一部に充てるとの名目で寄附金を納付している。請求人は陳述の際、この寄附金の算定根拠が不明瞭であると主張するが、この寄附金は要綱等の定めに基づかない任意の協定によるもので、双方が協議した結果定められた金額である。

一方、条例第8条第2項第5号は、事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者について受益者負担金を減免できる旨規定している。当該地区については公共下水道接続に要する費用の一部として寄附金の提供を受けているところ、この寄附金は実質的には受益者が負担したものと評価することができ、また、寄附金の額は想定される受益者負担金の額を充足する額となっている。このことから鑑みると、両地区について本条の規定を準用して受益者負担金を減免することは可能であると思料する。したがって、条例の規定による、受益者負担金の賦課徴収及び減免の手続を省略したことは、市の行政及び会計の透明性という観点からみると、手続として適切な処理であったとは言い難いが、結果として市に損害はなかったと認められる。

以上のことから、その手続に不備は認められるものの、市に損害の発生があるとは認められないことから、両地区の受益者に受益者負担金を賦課徴収しなかったことが直ちに違法不当とは認められないので本請求を棄却する。

3 補足意見

上記のとおり、本件請求について棄却と判断したが、本件監査において問題点が見受けられたので、監査委員として以下のとおり意見を付し、事務の改善又は検討を要望する。

本件については、ひかりが丘地区及び小明台地区で合計163,268.43㎡もの面積が公共下水道の受益地になっているにも関わらず、協定書締結による寄附金の納付があったことをもって、条例第8条の減免規定を準用し、受益者負担金を賦課徴収しないものとして取り扱っている。本来、受益者負担金の賦課徴収及び減免の手続については条例で定めるところにより行うべきであり、本件のように条例に規定する手続がされず、締結された協定書にもその点に関する記載はなく、減免の意思決定がされた記録も存在しないというのは、不透明感はぬぐえず適切な事務処理とは言い難い。監査の結果でも述べたとおり、受益者負担金は都市計画法の規定に基づき、公共下水道事業の受益者に対し負担を求めるものであり、徴収方法については市町村の条例で定めることとされており、その徴収及び減免規定は現行の運用状況に合致した合理的なものとし、かつ、それに従った事務処理を行うよう要望するものである。

以上